

大通達甲（備）第5号  
大通達甲（警）第10号  
平成30年4月12日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊・室長  
警察学校長 殿  
各警察署長

警察本部長

警備部門における大分県警察技能指導官に関する規程の取扱いについて（通達）  
大分県警察における技能指導官については、大分県警察技能指導官に関する規程（平成26年大分県警察本部訓令第8号。以下「訓令」という。）により運用しているところであるが、この度、警備部門における技能指導官に関する取扱いについて下記のとおり定めたので、適正な運用に努められたい。

#### 記

#### 1 趣旨

技能指導官については、警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を有する者を指定することとされており、その種別については、訓令第3条に規定されているが、警備部門に関する専門的技能等の種別については、別に定めることとされている。

警備部門においても、警衛・警護及び大規模災害等への的確な対応が求められていることから、専門的技能等の種別を定め、技能指導官を指定することにより、警察力の高度化及び専門化の推進を図るものである。

#### 2 専門的技能等の種別

- (1) 警衛・警護
- (2) 警備実施
- (3) 機能別部隊活動

#### 3 留意事項

警備部門における技能指導官の運用に関して必要な手続等については、他の部門と同様に、訓令及び「大分県警察技能指導官に関する規程の運用について」（平成26年4月1日付け大通達甲（教養）第3号）によるものとする。

（警備第一課企画係）  
（教養課職場・学校教養係）